

令和4年度における東京都認知症介護研修について

1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症の人に対する介護サービスの充実を図る。

2 研修内容

研修名	研修対象者	実施規模 (定員)	実施機関
1 認知症介護基礎研修	介護保険施設・事業所の介護職員等	-	認知症介護 研究・研修 仙台センター (指定)
2 認知症介護実践者研修	介護保険施設・事業所(※1)のチームリーダーの立場にある介護職員等(就任予定者) * 2年程度以上の認知症介護経験等が必要	20回 (1,600人)	東京都 社会福祉 協議会 (委託)
3 認知症介護実践リーダー研修	介護保険施設・事業所(※1)で指導的立場にある介護職員等 * 実践者研修修了後1年以上経過していること、5年以上の認知症介護経験等が必要	4回 (240人)	
4 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症対応型サービス事業所(※2)の管理者(就任予定者) * 実践者研修修了者であることが必要	6回 (420人)	
5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者(就任予定者) * 実践者研修修了者であることが必要	5回 (125人)	
6 認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業所(※2)(認知症対応型通所介護を除く)の代表者	2回 (70人)	
7 認知症介護指導者養成研修	実践リーダー研修修了者	3人	
8 認知症介護指導者フォローアップ研修	認知症介護指導者	3人	

※1 居宅介護支援事業所を除く

※2 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

3 研修体系

